

## 令和7年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（13人）

会長	1番	前川 義 憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃 次			
委員	2番	春 摘 要	3番	宮 内 敬 介	
	4番	竹 下 るみ子	5番	林 悦 子	
	6番	草 刈 満 男	7番	青 木 正 篤	
	8番	古 谷 葉 子	9番	浮 田 益 実 夫	
	10番	葉 狩 健 一	11番	池 本 英 夫	
	13番	長 石 憲 太郎			

4. 欠席委員（1人）

12番 細 山 周 一

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（3人）

農地利用最適化推進委員

15番	西 沖 和 己	16番	谷 口 真 一
17番	国 石 宣 広		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第4号 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 山 中 章 弘 書 記 安 道 千 景

8. 会議の概要

開 会	( 開 会 午後2時00分 )
事務局長	ただ今から、令和7年度第7回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、2番 春摘要委員、4番 竹下るみ子委員をお願いをいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号1です。 権利種別は無償移転、贈与です。 農地の所在が大字三田地内、地目は田、面積は476㎡です。 譲渡人は大字〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は大字〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 ここは〇〇の農免農道、〇〇〇〇直ぐ近くの、譲受人自宅隣の農地となっております。 2ページにその公図。3ページが現況写真となっております。 事務局からは以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、11番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番	<p>議案第1号番号1の所有権移転について報告します。</p> <p>9月29日に現地の確認と、譲受人の〇〇さんのお父さんとお話しして確認しました。父親曰く、無償とのことで承諾。水稻の方は息子さんの〇〇さんに任せ、〇〇さん、お父さんですね、現在、近くの土地を借りて野菜を栽培しておられます。</p> <p>また、10月1日に行政書士の〇〇さんに確認しました。〇〇さんの家族に不幸があり、譲渡し人の〇〇〇〇さんは非農家の為、農地が〇〇さんの自宅の前で以前から親交があり、話しが来たようです。</p> <p>申請書どおりで間違いないことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>発言がないようなので、採決いたします。</p> <p>議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。番号1です。</p> <p>農地の所在は大字大内地内、地目は畑、面積は195㎡です。</p> <p>権利種別は所有権移転、売買です。</p> <p>譲渡人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。</p> <p>転用目的は露天駐車場となっております。</p> <p>譲受人は自宅で「〇〇〇〇」の屋号で建材店を営む自営業者です。現在、建材店の倉庫・資材置き場として、〇〇地内に土地を借りておられますが、事業の拡大に伴ってその土地のみでは手狭となったとのことで、ダンプカー・ホイールローダー・農業機械を、今回の自宅横の申請地に保管したいということでした。</p> <p>また、譲受人は、冬期間には〇〇地内の除雪作業を行っていることから、重機を自宅横の申請地に置くことによって、除雪作業も迅速に行うことも出来、さらに息子さんが隣接地に自宅を建設予定であるため、申請地に農業機械を置くことで、家族で農作業を行ううえでの利便性が高まることから、今回の申請に至ったということでした。</p>

	<p>資力及び信用については、金融機関の普通預金通帳で確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>転用許可日より約2ヶ月で工事完了予定です。転用の妨げとなる権利を有するものはないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。</p> <p>事業計画書、被害防除計画書からも、排水等周辺の農地への与える影響も少ないと判断しました。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図の4ページをご覧ください。</p> <p>国道〇〇号を〇〇方面に向かって、この地図でいうと最初の橋の右手、〇〇〇〇橋を渡って、町道の〇〇〇〇線を過ぎた集落の中にある農地になります。</p> <p>5ページに公図を付けておりますし、6ページ、7ページに事業計画書。8、9ページに被害防除計画書。10ページに土地利用計画図。11から14ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
2 番	<p>番号1について結果報告します。</p> <p>9月30日に、譲受人の〇〇〇〇さんに確認を取りました。</p> <p>かねてより、譲受人自宅の隣接する離作しているこの農地について、購入して家業の建材業に使うダンプやローダーなどの駐車場に活用したい旨、考えておられたということです。このたび譲渡人と話がまとまったそうです。</p> <p>当該農地は長い間休耕となっており、当面、譲渡人としても耕作の予定はないということです。</p> <p>本件、農振区分が農用外です。</p> <p>その他、農地法第5条にも問題視される事項は見当たらないということで、事務局の説明どおり申請に問題なしと考えますので、報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>それでは発言がないようですので採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2についてについて、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>同じく、議案書の2ページをご覧ください。番号2です。  先ほど番号1の譲受人の息子さんが自宅を近くに建設中という話しをしたんですが、その息子さんの自宅近くの駐車場用地の案件です。  農地の所在は大字大内地内、地目は畑、面積は52㎡です。  権利種別は所有権移転、売買です。  譲渡人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。  転用目的は駐車場となっております。  譲受人は近隣に宅地を購入し自宅を建築中です。自宅には、申請者、配偶者、子供の3人が居住する予定とのことで、申請地を自宅併設の車2台分の駐車場として利用したいとのことです。  申請地は長年休耕状態で、譲受人の建築中の自宅隣接地であり、今回の目的を達成するには申請地以外にはないということで今期の申請に至ったとのことであります。  資力及び信用については、金融機関の普通預金通帳で確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。  転用許可日より約3ヶ月で工事完了予定です。転用の妨げとなる権利を有するものはないため転用事業は遅滞なく行われると考えられます。  計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。  事業計画書、被害防除計画書からも、排水等周辺の農地に与える影響も少ないと判断しました。  場所ですが、別冊の申請位置図の15ページをご覧ください。こちらも国道〇〇号を〇〇方面に向かって先ほどと同じように右手の〇〇〇〇橋を渡り、町道〇〇〇〇線を過ぎた直ぐ左手側の農地になります。  16ページに公図を付けております。17ページに事業計画書。18、19ページに被害防除計画書。20ページに土地利用計画図。21、22ページにカーポートと物置のカタログ。23から25ページが現況写真となっております。  以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしております。調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>番号2です。  これも同じく9月30日に譲受人〇〇〇〇さん、それから親父さんの〇〇〇〇さんに話しを聞きました。  申請位置図17ページの事業計画書にありますとおり、譲受人は本年6月、父親の自宅の隣接地を購入され、現在自宅を建築中であります。  自宅敷地内では駐車場スペースがないに等しいぐらい、ちょっと狭いものですが、近くの土地を夫婦2台の駐車場地として考えたということです。</p>

	<p>当該農地はしばらくの間、これも休耕となっており、譲渡人としても耕作予定なしということでした。</p> <p>番号1と同じで、農振区分が農用外です。</p> <p>農地法第5条にも問題視される事項も見当たりません。</p> <p>事務局の説明どおり申請に問題なしと考えましたので、報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
10番	<p>それぞれが隣接地なので、こういう駐車場が作られるというのはお互い知らないということはないですね。</p>
事務局長	<p>ないですし、番号1のローダーとかが通る時に、息子さんの敷地内を一瞬通るらしいので、通行承諾書も取っておられます。親子でもちゃんとされています。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。</p> <p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>それでは発言がないので採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>非農地通知の発出について決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>今回、所有者より、もう耕作をしないので農地でなくしてくれないかという相談がありました。昨年の利用状況調査で再生利用が困難となっている農地でした。</p> <p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地所在が大字西野地内。地目は田。面積は86㎡です。所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>利用状況調査の内容につきましては、令和6年8月21日の調査で再生利用が困難、原野となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の最終ページ、26ページをご覧ください。</p>

	<p>この一番下の大きな建物が〇〇地区にある〇〇〇〇で、川の対岸にある農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
13番	<p>いま、どんな状況ですか。木が立っているのですか。</p>
事務局長	<p>草がちょっと刈ってあるような、原野というか。</p>
13番	<p>管理はしてあるのか。</p>
事務局長	<p>本人さんは、今年は草を刈って貰ったというようなことは、言われていましたけど、ずっと作っておられない、というような状況です。</p>
13番	<p>これからは木が生える可能性があるのですね、外したら。</p>
事務局長	<p>でも、近くの方が家庭菜園みたいなことに使いたいようなこともあるそうですので。すごい木が生えて、ってというようなことにはなりにくいんじゃないかなと思いますけど。</p>
議長(会長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号1について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は非農地と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>農地法第38条第1項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは本日皆さんのお手元に配布させていただいております「令和7年度智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)」をご覧ください。</p> <p>本来であればもっと早めに皆さんにお配りして、よく読んでいただくべきかと思うんですけども、当日でご勘弁願いたいと思います。</p>

	<p>7月10日、9月8日、9月10日、10月1日と4回、検討委員の皆さんに検討していただきました。</p> <p>今回は、町と農業委員会が両輪で農業施策を推進していくために、来年度以降の事業にも反映させていただくというようなことも考え、山村再生課にも検討会に参加してもらおう形で意見書を作ったということになります。</p> <p>これを元に、来年度以降、町も予算要求であったり事業展開をしていただけてるものと思っております。</p> <p>それでは内容を読んでいってみたいと思います。</p> <p>(朗読と説明)</p> <p>こういう2点の意見書を今回まとめてさせていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p>最適化推進委員の方は、議決権はありませんが意見を言っていいただいて結構です。</p>
13番	<p>2の③と④。貸出と譲渡の意向把握。③にあるのに④に同じようなことを書かないといけないのか。</p>
事務局長	<p>④はマッチングの一例として。</p>
4番	<p>2の①について。法人化を支援というのは、今のところ法人化っていうようなことはあるんですか。</p>
事務局長	<p>新しい法人を立ち上げるっていうことよりか、現状の法人を活用という方で。</p> <p>一番は、いま試行している智頭町複業協同組合さんが一番近いかなと思いますけど。ただ、株式会社サングリーン智頭であったりとか、本当にもしかしたら新たに法人をしたいとか、法人で出来そうというものがあれば、立ち上げるということはやぶさかではないと思うんですけども、やはり、ゼロからというのはなかなかハードルと時間が掛かると思いますので、いま、現状、一番法人化の支援とか、法人化で受け皿に近いのは複業組合さんなのかな、という感じです。</p>
7番	<p>色々個別の要望とか意見もあるんでしょうけど、今回は、ある程度将来を見据えた大変な課題に絞っていったと思うんです。</p> <p>智頭町の農業の状況を見ると、いま頑張っている人もいるんですけど、いずれそこは高齢化。5年10年経ってその後どうするの、というような課題になるので、1年、2年で結論は出ないかも知れませんが、将来智頭町の農業っていうのは、支える組織としては法人化っていうのがひとつの柱として大事な事かなと、いうふうに思って、これを出してもらったら良いかなと思います。</p>

10番	<p>両方にも掛かりますけど、中原もこの前やっとな座談会ちょっとやって、来月ぐらいに中山間の勉強会。そこで区長とか副区長とか、集落組織っていうところにもこういう情報を下ろして行って、農業者ばかりでなくってね。そこで集落全体の課題とか、問題としてみんなで意識を持つてることが必要なんで。</p> <p>ここに、文言は良いんだけど、山村再生課あたりからすると、やっぱりそこら辺まで、こういう課題問題があるっていうふうなことは、部落の役員会で協議したり、そんな風土というか、雰囲気を持って行った方が良いなと思って、この前も、普段の部落の運営には関わりのない様な内容になるんだけど、実はいろんなことが関わってくる、こういう問題も大事なことでって、共通認識を持つ機会をもっともって持ってもらうたらと、改めて思ったんで、どういう形で対応。</p>
事務局長	<p>いま葉狩委員が言われたように、そこが一番大事だと思うので、それをするのに一番時間が掛かるのはその部分じゃないかなと。</p> <p>仮にそこに1年掛かるのか、2年掛かるのか。例えば来年からこれを始めるとして、来年にいきなり一本化っていうようなことは出来なくて、いま言われたような集落で話しをするのかとか、そういう共通認識とか、理解とか、調整とかっていうところに一番時間を費やすんだらうなあということですので、言われているようなことを経た後に、こういうことができる、というようなことで理解をしていただければと思います。</p>
10番	<p>機械なんかの③のことなんかにしても、皆さん結構みんなげえ持つとんさる。遊休化しとるのがあって。そういうのをやっぱり、集落全体で考えんといかん。</p>
事務局長	<p>そうです、そうです。</p> <p>だからこの前段としては、どうやってこの意見を集めるのかとかですね。一覧表を作るってのは簡単ですが、どういう方法で作るのか、誰が作るのか、どういうプロセスで作るとか、いろいろあると思うので、実働に移るときってというのは、これはどうしましょうと話をしながら実働に移っていく事になるかと思っています。</p>
議長（会長）	<p>局長の方も言ったとおり、「来年からほら」というものじゃあないと思ってます。だから、来年度以降どうするかは別として、そういう方向で考えて行こうやという様な話だと思いますんでね。</p> <p>まだまだ、詰めないけんこと、葉狩委員が言いんさったようなことや、いわゆる農業だけをやっとな人を、実際いま集落座談会を何集落か、那岐でもやって行ってみるんですけど、やはり関心がある人は来るけど、いわゆる部落の総事みたいな格好で考えてくれという様なところは中々なくて、農地を持っておられる人がポツポツぐらい集まってくるというのが現状なんでね。いきなり集落に「これを」と言っても、とつてもとつても。そういうことは難しいと思います。けども、なんとかその辺をどうやっていこうかという話も含めてやっていくのがええのかな、というかやらざる得んのかなというふうには感じています。</p> <p>ま、どういうふうな町が考えられるかは別として、今年はどういうことをとりあえず出していこうかということで考えてますんで。</p>

<p>議長 (会長)</p> <p>閉 会</p>	<p>何回か検討委員の皆さんに集ってもらって、色々とあーでもない、こーでもない言いながらやりましたんで、また、文章的なことは提出する29日に少し変えるところが、大きく変わるんでなくて、あるかも分かりませんが、その辺りはご了承いただけたらと思っております。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後2時45分 )</p>
---------------------------	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年10月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 春 摘 要

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子